

装置型式指定規則等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 190 回会合において、「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（第 168 号）」が新たに採択されたほか、「大型車の制動装置に係る協定規則（第 13 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」等の改訂が採択された。併せて、過去に採択した協定規則第 154 号については、電気自動車の普及に伴い同規則に基づく自動車の電費性能に関する認定の活用機会が増えてきたことから、相互承認の対象となる装置を整理することが必要となった。

また、令和 2 年 8 月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申）において、ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるもの（以下「ガソリン・LPG 特殊自動車」という。）について、排出ガス規制値を強化するとともに、排出ガス試験サイクルに過渡サイクル等を導入すること及びブローバイ・ガスの大気開放を禁止することが適当であるとされ、令和 6 年末までに措置することとされている。

さらに、車載装置等のデジタル化の状況を踏まえると、運行記録計について、走行速度や走行距離といった情報の取得に用いることができる信号の種類を拡大するとともに、車載装置にシステムとして取り込まれており独立した筐体を持たないものについては、運行記録計としての耐久試験を一部免除することが適切である。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、「自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置」を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、「ディフィートストラテジー防止装置（路上走行時に法第 41 条第 1 項第 12 号の発散防止装置の機能が著しく低下することを防止する装置をいう。以下同じ。）」を追加する。
- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 154 号に基づき認定された「自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置」を追加する。

- ④ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 168 号に基づき認定された「ディフイートストラテジー防止装置」を追加する。
- ⑤ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 13 号第 12 改訂版	⇒	第 13 号第 13 改訂版
第 78 号第 5 改訂版	⇒	第 78 号第 6 改訂版

- ⑥ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を定める様式に、型式指定を受けた「ディフイートストラテジー防止装置」に付すことができる特別な表示を追加する。

(2) 共通構造部型式指定規則の一部改正

法第 75 条の 2 第 7 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定共通構造部を構成する特定装置に、2. (1)①の改正内容を追加するほか、所要の改正を行う。

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、二輪自動車等の制動装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改めるほか、所要の改正を行う。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① ディーゼル乗用車等（軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の自動車）の型式認証における路上走行時の排出ガス試験法として、協定規則第 168 号を導入する。
- ② ガソリン・LPG 特殊自動車に対する排出ガス規制値を強化し、排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC：Large Spark Ignition engines Non-Road Transient Cycle）及び定常試験サイクル（7M-RMC：7 Mode Ramped Modal Cycle）を追加する。
- ③ ガソリン・LPG 特殊自動車について、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けを義務付ける。
- ④ デジタル式運行記録計が走行速度や走行距離といった情報を取得する際において、車速パルス以外の信号を用いる場合に使用できる信号の要件を規定するとともに、車載装置にシステムとして取り込まれている運行記録計については、一部の耐久試験を免除する。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 1 月 5 日

施 行：令和 6 年 1 月 5 日

ただし、ディフイートストラテジー防止装置に係る部分【2. (1)②、④及び⑥並びに(4)①並びに(5)の一部】は令和 6 年 3 月 26 日施行とする。